

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.3

最近の規制動向（2025 年 4 月～5 月初旬）

=====

《index》

1. 米国 FRB のストレステスト制度の見直し
 2. 欧州 SRB の破綻処理におけるバリュエーションに関する期待（案）
 3. お問い合わせ先
- =====

1. 米国 FRB のストレステスト制度の見直し

米国では、大手銀行のストレステスト制度の見直しが進められている。連邦準備制度理事会（FRB）は 2025 年 4 月、監督上の年次ストレステストの結果に基づく自己資本要件（ストレス資本バッファー要件）の変動抑制を主な目的とした意見募集を開始した。これは、FRB が 2024 年 12 月に表明したストレステスト制度の見直し方針に沿った初の具体的な取組みである。今回の意見募集では、FRB は 3 つの点に関する制度変更を提案している。第一に、ストレス資本バッファー要件の年ごとの変動を抑制するために、直近 2 年間のストレステスト結果（CET1 資本の下落幅）の平均値を使用する。第二に、ストレス資本バッファー要件の適用開始時期を 10 月 1 日から翌年の 1 月 1 日に 3 か月間後ろ倒しする。第三に、追加的なデータ収集や不要な項目の削除を目的として、ストレステストに関連する規制報告書（FR Y-14 A/Q/M）を一部改訂する。さらに、FRB は今回の提案に加えて、2025 年後半にストレステストの透明性向上を図る意見募集を実施する予定である。FRB のストレステストを巡っては、特に監督上のモデルやシナリオの不透明性に関して、従来から銀行業界を中心に懸念が示されてきた。実際に、2024 年 12 月には銀行業界団体が FRB を提訴し、FRB のストレステストが米国行政手続法に

違反していると主張している。こうした経緯も踏まえ、今後はマクロブルーデンス上の有効性を維持しながら、どのようにストレステスト制度の透明性や予測可能性等を改善していくかが注目される。

2. 欧州 SRB の破綻処理におけるバリュエーションに関する期待（案）

欧州では、他法域に先行して、銀行の破綻処理に関する規制枠組みの整備が進展している。単一破綻処理理事会（SRB）は 2025 年 4 月に、銀行の破綻処理におけるバリュエーションに関する期待（案）を公表した。これは、破綻処理時に迅速かつ正確なバリュエーションを実施できるように、平時からデータの整備を銀行に求めるものである。具体的には、バリュエーションに必要な最低限の情報を明示した「バリュエーション・データ・インデックス（VDI）」の導入に加え、その情報を継続的に格納・管理する「破綻処理のためのデータ・レポジトリ（DRR）」の構築を要求している。また、対象銀行は、内部バリュエーションモデルの詳細等を文書化した「バリュエーション・プレイブック」の整備も求められる。他方で、本邦では、金融庁が 2024 年 4 月に監督指針を改正し、破綻処理におけるバリュエーションへの対応を金融機関に促している。しかしながら、欧州 SRB のように、データ整備に関する具体的かつ体系的な枠組みは現時点では制度化されていない。今後は、先行する欧州の制度を参考に、本邦においても同様の枠組みの導入が検討される可能性がある。本邦金融機関としては、引き続き海外当局の動向を注視しつつ、破綻処理態勢の整備を進めることが重要であろう。

3. お問い合わせ先

勝藤 史郎

デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社

リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

[リスク管理戦略センター](#)の活動内容

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの变革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.